

# 二本松市教育振興基本計画 (案)

二本松市教育委員会

## [ 目 次 ]

<b>第1章 計画の策定について</b>	<b>1</b>
1 計画策定の背景	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画期間	1
<b>第2章 教育大綱</b>	<b>2</b>
<b>第3章 計画体系図</b>	<b>3</b>
<b>第4章 基本方針と基本施策</b>	<b>5</b>
基本方針1 ともに学び高め合い、心身ともに健やかな成長が できるよう学校教育の充実を図ります。	5
基本施策1 児童生徒がともに学び高め合う取組みの推進	5
基本施策2 児童生徒の健やかな体の育成	6
基本施策3 特色ある教育の推進	8
基本方針2 学校、家庭、地域が連携した教育を推進します。	10
基本施策1 自ら問題を解決する体験学習の推進	10
基本施策2 教育相談活動の充実	11
基本施策3 心の教育の推進	12
基本施策4 学校、家庭及び地域の連携による教育	13
基本施策5 青少年の健全育成	14
基本方針3 豊かな教育環境の整備、充実を図ります。	16
基本施策1 学校施設の整備充実	16
基本施策2 教育環境の整備充実	17
基本施策3 通学環境の整備	18
基本方針4 生きがいを求め、自ら学習する生涯学習を推進し ます。	20
基本施策1 生涯学習活動の支援・事業開催	20
基本施策2 生涯学習・文化施設の整備	21
基本施策3 図書館利用環境の整備	21

基本方針5 体育やスポーツ活動をととした生涯スポーツの振 興を図ります。	・ ・ ・ ・ ・ 23
基本施策1 運動・体力づくりの環境整備	・ ・ ・ ・ ・ 23
基本施策2 スポーツ活動の推進	・ ・ ・ ・ ・ 23
基本方針6 文化財の保護と活用に努め、伝統文化の継承を図 ります。	・ ・ ・ ・ ・ 25
基本施策1 文化財保護・継承	・ ・ ・ ・ ・ 25
基本施策2 伝統文化事業の充実	・ ・ ・ ・ ・ 26
基本方針7 個性豊かな文化芸術の振興を図ります。	・ ・ ・ ・ ・ 27
基本施策1 文化施設の活用強化	・ ・ ・ ・ ・ 27
基本施策2 文化団体の活動支援	・ ・ ・ ・ ・ 28

<b>第5章 計画の推進にあたって</b>	<b>・ ・ ・ ・ ・ 29</b>
1 計画の推進に向けた体制	・ ・ ・ ・ ・ 29
2 点検及び評価の実施	・ ・ ・ ・ ・ 29
3 計画の検討	・ ・ ・ ・ ・ 29

# 第1章 計画の策定について

## 1 計画策定の背景

国においては、平成18年に教育基本法を改正し、新しい教育理念の実現に向けて平成20年に「教育振興基本計画」を策定し、10年間を通じて目指すべき教育の姿が示されました。一方、地方公共団体には、地域の実情に応じた教育の振興のための施策に関する基本的な計画の策定に努めることが求められています。

このような状況を踏まえ、二本松市が目指す教育の実現のために「二本松市教育振興基本計画」を策定し、教育施策の実現に努めるものです。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づき定めるもので、新二本松市総合計画「二本松を元気に！新5ヵ年プラン」を基本とし、本市の教育の方向を示した教育大綱の理念「未来を創る、心豊かな、たくましい人間の育成」を実現するために取り組むべき内容を示した実施計画です。

## 3 計画期間

本計画の計画期間は、平成29年度から平成32年度までの4年間とします。

《参考》

教育基本法（抄）

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

## 第2章 教育大綱

二本松市では、本市の目指す教育の基本となる「二本松市教育大綱」を策定しています。本市の新総合計画「二本松を元気に！新5ヵ年プラン」を基本とし、教育に取り組むための基本方針や施策の方向性を示しています。

### 二本松市教育大綱

**「未来を創る、心豊かな、たくましい人間の育成」の実現に向け**

○知性あふれる創造性豊かな人間の育成

○伝統と文化、心のふれあいを大切にする人間の育成

○健康で生きがいにみちた人間の育成

**を目指して教育施策の展開を図る。**

以上の基本理念に基づき次の7つの基本方針を掲げ、それぞれの取組みを総合的に推進します。

**基本方針1** ともに学び高め合い、心身ともに健やかな成長ができるよう学校教育の充実を図ります。

**基本方針2** 学校、家庭、地域が連携した教育を推進します。

**基本方針3** 豊かな教育環境の整備、充実を図ります。

**基本方針4** 生きがいを求め、自ら学習する生涯学習を推進します。

**基本方針5** 体育やスポーツ活動をとおした生涯スポーツの振興を図ります。

**基本方針6** 文化財の保護と活用に努め、伝統文化の継承を図ります。

**基本方針7** 個性豊かな文化芸術の振興を図ります。

## 第3章 計画体系図

基本方針	基本施策	重点的事業
<p>1. とともに学び高め合い、心身ともに健やかな成長ができるよう学校教育の充実を図ります。</p>	<p>1. 児童生徒がともに学び高め合う取組みの推進</p>	<p>・学び合う環境づくり推進事業</p>
	<p>2. 児童生徒の健やかな体の育成</p>	<p>・学力向上対策事業</p>
	<p>3. 特色ある教育の推進</p>	<p>・元気な児童生徒育成支援事業</p>
<p>2. 学校、家庭、地域が連携した教育を推進します。</p>	<p>1. 自ら問題を解決する体験学習の推進</p>	<p>・放射線教育の充実</p>
	<p>2. 教育相談活動の充実</p>	<p>・学校給食と食育の推進</p>
	<p>3. 心の教育の推進</p>	<p>・安全・安心な給食の提供</p>
	<p>4. 学校、家庭及び地域の連携による教育</p>	<p>・英語指導外国青年招致事業</p>
	<p>5. 青少年の健全育成</p>	<p>・外国語活動講師派遣事業</p>
<p>3. 豊かな教育環境の整備、充実を図ります。</p>	<p>1. 学校施設の整備充実</p>	<p>・小学校外国語活動担当教員研修会の実施</p>
	<p>2. 教育環境の整備充実</p>	<p>・学校図書館支援事業</p>
	<p>3. 通学環境の整備</p>	<p>・総合的な学習の時間充実対策事業</p>
<p>3. 豊かな教育環境の整備、充実を図ります。</p>	<p>1. 学校施設の整備充実</p>	<p>・交流体験活動事業</p>
	<p>2. 教育環境の整備充実</p>	<p>・天体観測学習事業</p>
	<p>3. 通学環境の整備</p>	<p>・教育相談推進事業</p>
<p>3. 豊かな教育環境の整備、充実を図ります。</p>	<p>1. 学校施設の整備充実</p>	<p>・生活相談員活用事業</p>
	<p>2. 教育環境の整備充実</p>	<p>・教育支援センター事業</p>
	<p>3. 通学環境の整備</p>	<p>・社会教育推進事業（公德心高揚運動推進事業）</p>
<p>3. 豊かな教育環境の整備、充実を図ります。</p>	<p>1. 学校施設の整備充実</p>	<p>・道徳教育の充実</p>
	<p>2. 教育環境の整備充実</p>	<p>・放課後子ども教室推進事業</p>
	<p>3. 通学環境の整備</p>	<p>・幼児教育と学校教育の連携の推進</p>
<p>3. 豊かな教育環境の整備、充実を図ります。</p>	<p>1. 学校施設の整備充実</p>	<p>・家庭における読書活動の推進</p>
	<p>2. 教育環境の整備充実</p>	<p>・青少年育成事業</p>
	<p>3. 通学環境の整備</p>	<p>・青少年育成団体活動支援</p>
<p>3. 豊かな教育環境の整備、充実を図ります。</p>	<p>1. 学校施設の整備充実</p>	<p>・学校施設設備の改修</p>
	<p>2. 教育環境の整備充実</p>	<p>・学校の耐震化</p>
	<p>3. 通学環境の整備</p>	<p>・学校・幼稚園の規模の適正化についての検討</p>
<p>3. 豊かな教育環境の整備、充実を図ります。</p>	<p>1. 学校施設の整備充実</p>	<p>・就学援助事業</p>
	<p>2. 教育環境の整備充実</p>	<p>・研修図書等充実</p>
	<p>3. 通学環境の整備</p>	<p>・児童生徒の介助員の配置</p>
<p>3. 豊かな教育環境の整備、充実を図ります。</p>	<p>1. 学校施設の整備充実</p>	<p>・学校コンピュータ整備事業</p>
	<p>2. 教育環境の整備充実</p>	<p>・スクールバス運行事業</p>
	<p>3. 通学環境の整備</p>	<p>・遠距離通学費助成事業</p>
<p>3. 豊かな教育環境の整備、充実を図ります。</p>	<p>1. 学校施設の整備充実</p>	<p>・高等学校通学費助成事業</p>
	<p>2. 教育環境の整備充実</p>	
	<p>3. 通学環境の整備</p>	

基本方針	基本施策	重点的事業
4. 生きがいを求め、自ら学習する生涯学習を推進します。	1. 生涯学習活動の支援・事業開催  2. 生涯学習・文化施設の整備  3. 図書館利用環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 生涯学習プログラムの充実</li> <li>• 自主事業公演（文化センター利活用促進）</li> <li>• 岩代公民館宿泊施設整備事業</li> <li>• 公民館施設の改修</li> <li>• 文化施設の改修</li> <li>• 図書資料の充実と蔵書検索システムの活用</li> <li>• 子ども読書計画の推進</li> </ul>
5. 体育やスポーツ活動をととした生涯スポーツの振興を図ります。	1. 運動・体づくりの環境整備  2. スポーツ活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 芝生広場の整備</li> <li>• カントリーパークとうわ公認陸上競技場施設整備</li> <li>• スポーツカ向上事業</li> <li>• 総合型地域スポーツクラブの活動支援</li> <li>• 体育団体育成事業</li> </ul>
6. 文化財の保護と活用に努め、伝統文化の継承を図ります。	1. 文化財保護・継承  2. 伝統文化事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 埋蔵文化財発掘調査</li> <li>• 文化財保護団体等の育成、支援事業</li> <li>• 無形民俗文化財記録保存事業</li> <li>• 地域文化顕彰事業</li> <li>• 歴史文化体験事業</li> </ul>
7. 個性豊かな文化芸術の振興を図ります。	1. 文化施設の活用強化  2. 文化団体の活動支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 自主事業公演の開催</li> <li>• 大山忠作美術館企画展の開催</li> <li>• 文化団体の育成</li> <li>• 文化公演事業等の開催</li> </ul>

## 第4章 基本方針と基本施策

**基本方針1** ともに学び高め合い、心身ともに健やかな成長ができるよう学校教育の充実を図ります。

次代を担う子どもたちに豊かな学びを提供し、個性・創造性を育む教育を進め、健やかな体の育成に努めます。また、郷土のよさを理解するとともに国際性も身につけた子どもたちを育てます。

### 基本施策1 児童生徒がともに学び高め合う取組みの推進

#### 【現状と課題】

変化の激しい社会を生きぬくためには、児童生徒が自ら学び考え、主体的に判断し、行動するための確かな学力の定着が重要です。市教育委員会では平成26年度より、児童生徒の「学び合い」を推進しています。

各校においては、日々の授業の中で、児童生徒一人一人の学びを保障し、つまずきに対し適切な指導を施し、発展的な課題を与え、児童生徒の資質及び能力を一層伸長させることに努めているところです。

この「学び合い」を市内全小中学校での取組みとして効果的に進めていくためには、各学校の実態を踏まえ、校内授業研究会等を行うとともに、市主催の研修会をとおして教職員への理解促進を図っていく必要があります。

#### 【施策の方向】

すべての児童生徒が友達と一緒に学ぶ楽しさを知り、問題意識をもって夢中で学習に取り組むことができるように、教員の指導力向上のために、先進的な取組みを行っている講師を招聘し各学校での授業研究会や市主催の研修会を実施します。

また、小学校すべてに算数科非常勤講師を配置しティーム・ティーチング※による授業を実施します。

さらに、学習の取組みについて、中学校区ごとに小学校と中学校の連携の推進に努めます。

※ティーム・ティーチング：2人の教員（中心となって授業を進める教員＜T1＞と授業に協力して入る教員＜T2＞）が協力して授業を進めること。

## 【重点的事業】

- ①学び合う環境づくり推進事業
  - ・各小中学校での講師招聘による授業研究会
- ②学力向上対策事業
  - ・全小学校に算数科学力向上対策非常勤講師を配置
  - ・小中連携の推進

## 【めざす指標】

項 目	現状値 (平成28年度)	目標値 (平成32年度)
学校に行くのが好きな児童生徒の割合	小学6年 86.8%	小学6年 95.0%
	中学3年 83.1%	中学3年 90.0%

## 基本施策2 児童生徒の健やかな体の育成

### 【現状と課題】

市内各小中学校における新体力テストの結果によると、日常生活における運動に対する意欲や習慣について、運動をする子どもとしない子どもとの二極化が見られます。

また、児童生徒の基礎的な体力や運動能力は低下傾向にあり、さらに、肥満度の割合は全体的に全国平均を上回っており、改善が必要です。

東日本大震災に伴う原子力発電所事故による放射能汚染から子どもたちの健康を守るため、子どもたちに放射線について理解させ、自らが放射線の影響を少なくする行動がとれるようにすることが大切です。

本市における朝食摂取率は97.8%と比較的高い比率を示していますが、主食・主菜・副菜・汁物といった、バランスのとれた食事が摂れている家庭は決して多くありません。心身の成長著しい学童期・青年期において、望ましい食習慣を身につけさせることが重要です。

また、学校給食については、給食食材等の放射性物質測定を実施してきましたが、震災から6年が経過する現在も、継続実施の必要があります。

### 【施策の方向】

各学校が体力・運動能力テストの結果を分析し、体力向上推進計画書

を作成するとともに、計画に基づいた実践への取組みを進め、児童生徒の体力向上及び体育授業の質的改善を図ります。また、地元の自然の良さを感じながらスキーを体験することを契機として、年間をとおして運動に親しむ意欲を高めます。さらに、放射線教育に取り組み、子どもたちに放射線に対する正しい知識を身につけさせ、正しい判断で行動する力を育みます。

学校給食については、単なる栄養素の摂取としてだけではなく、家庭における食生活や生涯を通じた望ましい食生活への意識の醸成を目指し、食育をとおして、食材・調理・献立のバランス等、食が成長に及ぼす影響を知らせる場を計画的に設けます。

また、給食の放射性物質測定検査を今後も継続して実施し、安全な給食の提供に努め、放射能汚染による内部被ばくから子どもたちを守ります。さらに、「食」の安全を最優先課題としながら、地場産物の活用についても積極的に取り組んでいきます。

### 【重点的事業】

- ①元気な児童生徒育成支援事業
  - ・小学4～6年、中学1年のスキー教室
- ②放射線教育の充実
  - ・9年間を見通した発達段階毎の指導
  - ・放射線副読本の活用
- ③学校給食と食育の推進
  - ・給食だより等による望ましい食生活の周知広報
  - ・栄養士による食育授業等の開催
- ④安全・安心な給食の提供
  - ・放射性物質測定検査による給食の安全確保
  - ・市内産食材の活用

### 【めざす指標】

項 目	現状値 (平成28年度)	目標値 (平成32年度)
肥満度の割合	小学3年～6年女子と中学2・3年の男女で全国平均超え	全学年で全国平均以下

朝食摂取率	97.8%	99.0%
誰かと食事（2回）	76.5%	80.0%
地場産物の活用	21.9%	30.0%

### **基本施策3 特色ある教育の推進**

#### **【現状と課題】**

近年、経済・社会・文化等さまざまな面での国際化が急激に進み、英語力の育成が重視されています。そのため、直接外国人から学ぶ経験や英語教育の充実は、国際感覚を育むとともに国際人として必要となるコミュニケーション能力を育成するためにもとても重要です。

また、心の安定や言語活動の充実のために、読書の魅力を伝え、本を使った学びを支援するために読書環境を充実させていくことが必要です。

#### **【施策の方向】**

外国人英語講師による学習機会を設けるとともに、小学校における外国語活動の授業を充実させ、語学習得意欲の増進と外国への興味・関心を高め、国際理解を促し、広い視野をもった人材を育成します。

また、学校図書館は児童生徒が生き生きと学校生活を送るための「心の居場所」としての機能や各教科等の学習で学習情報収集の場としての機能の充実が求められています。

このことから、本市では学校図書館司書を計画的に配置し、学校図書館機能の充実を図り、児童生徒の読書活動を推進します。

#### **【重点的事業】**

- ①英語指導外国青年招致事業
  - ・二本松、安達・東和、岩代の3ブロックに各1名のALTを配置
- ②外国語活動講師派遣事業
  - ・小学5・6年の外国語活動すべての授業に外国人講師派遣
- ③小学校外国語活動担当教員研修会の実施
- ④学校図書館支援事業
  - ・各中学校区に学校図書館司書を配置

【めざす指標】

項 目	現状値 (平成28年度)	目標値 (平成32年度)
読書が好きな児童生徒の割合	小学6年 77.5% 中学3年 73.7%	小学6年 85.0% 中学3年 85.0%
学校図書館や地域の図書館に週1回以上行く児童生徒の割合	小学6年 15.1% 中学3年 5.3%	小学6年 20.0% 中学3年 10.0%

## **基本方針 2 学校、家庭、地域が連携した教育を推進します。**

学校、家庭、地域が連携して子どもたちを育てる環境を整備し、豊かな学びの体験をとおして、心身ともに健やかでたくましく成長できるよう、郷土愛や思いやりの心を育む教育を推進します。

また、特別な支援を要する子どもたちや不安・悩みを抱える子どもたちを支援します。

### **基本施策 1 自ら問題を解決する体験学習の推進**

#### **【現状と課題】**

体験活動や地域との関わりが少なくなり、人間関係をうまくつくれずに集団生活へ適応できなかつたり、規範意識が低下したり、課題を抱える児童生徒が増加しています。

そのような状況の下、子どもたちには、郷土愛や地元の歴史・文化・自然を大切にする心や将来、社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら自分らしく生きる力が求められています。

そのためには、地域と連携した郷土学習や職場体験など、さまざまな体験学習を推進する必要があります。

#### **【施策の方向】**

地域の特色を活かした体験的な活動による郷土学習を促すため、学習を深め広げる授業づくりに努め、副読本の配付により、二本松の産業、歴史、人物等について理解を深めさせ、郷土愛を育てていきます。

また、総合的な学習の時間や友好都市との交流活動をとおして、自然体験や職場体験等さまざまな体験学習の中で自ら課題を解決する力や社会性を育成し、職業観や適切な人間関係を構築できるようにします。

さらに、市の天文台での専門家による天体観測学習を実施し、自然に対する興味関心や科学的な見方を育みます。

#### **【重点的事業】**

- ①総合的な学習の時間充実対策事業
  - ・郷土学習の推進（地域の産業、文化、歴史、偉人等）
  - ・副読本の配付（戒石銘、朝河貫一博士）
  - ・職場体験学習の充実
- ②交流体験活動事業

- ・友好都市長野県駒ヶ根市との交流
- ③天体観測学習事業
  - ・小学4年のあだたら天文台での天体観測学習

## **基本施策2 教育相談活動の充実**

### **【現状と課題】**

市内小中学校における不登校児童生徒数は横ばいまたは増加傾向にあり、不登校等の問題や悩みを抱える児童生徒への指導援助が必要です。

また、近年、学校における発達障がいについての相談支援のニーズも増えており、さまざまなケースに応じた具体的な対応が求められています。

### **【施策の方向】**

学級診断尺度検査（Q-U）※を実施して児童生徒や各学級が抱える人間関係等の問題を把握し、児童生徒一人一人が居場所のある学級づくりを行います。加えて、各校の教育相談員の資質向上のための研修会や生活相談員の配置により、不登校等の学級不適応児童生徒への指導支援を行います。

また、外国出身の児童生徒に対して、日本語の指導員を配置し、日本での生活や授業への理解を促進します。

平成29年9月には（仮称）二本松市教育支援センターを開所し、保育所、幼稚園、小中学校や関係機関との連携を図る拠点とします。また、スクールソーシャルワーカー※及びスクールカウンセラー※を配置し関係職員との連携を図りながら、悩みや障がいのある幼児、児童、生徒及びその保護者との個別相談支援を行い、相談体制を充実します。さらに、発達障がい等の児童生徒に対して、より適切な指導や支援ができるよう、教職員研修の充実を図ります。

※学級診断尺度検査（Q-U）：楽しい学校生活を送るためのアンケート調査。子どもたちの学校生活における満足度と意欲、さらに学級集団の状態を調べることができる。

※スクールソーシャルワーカー：子どもの家庭環境による課題を解決するために、学校や関係機関と連携を図りながら、相談・助言を行う福祉の専門家のこと。

※スクールカウンセラー：専門的な心理学知識や心理援助知識を有し、児童生徒の不登校や校内での問題行動の対応、心理相談業務等に従事する

心理職専門家のこと。

### 【重点的事業】

#### ①教育相談推進事業

- ・学級診断尺度検査（Q-U）の実施
- ・各校の教育相談員の研修会
- ・外国出身児童生徒への日本語指導
- ・スクールソーシャルワーカー及びスクールカウンセラーの配置

#### ②生活相談員活用事業

- ・小学校、中学校に配置

#### ③教育支援センター事業

- ・就学や学校生活における相談・支援
- ・不登校児童・生徒の適応指導教室
- ・教職員等の研修及び相談
- ・関係機関（児童相談所、警察署、福島大学等）との連絡・調整

### 【めざす指標】

項 目	現状値 (平成28年度)	目標値 (平成32年度)
不登校の発生率	小学校0.15% 中学校2.79%	小中学校とも 0%
いじめ解消率	100%	100%

## 基本施策3 心の教育の推進

### 【現状と課題】

子どもたちを取り巻く環境は大きく変化しており、情報化社会の進展に伴うコミュニケーション能力の低下などで、不安を抱える子どもたちが多くなっています。

家庭教育力の向上を図り、スポーツ少年団や青少年体験事業など学校、家庭とともに地域が連携して子どもたちを育む取組みを充実していく必要があります。

学校においては、児童生徒のいじめが大きな問題となり、いじめの未然防止や解消を図ることが求められており、相手を尊重する態度を育てるため、各教科で学び合う活動を取り入れた授業づくりに努めるとともに、道徳教育を推進していく必要があります。

### 【施策の方向】

子どもたちが社会的規範や思いやりの心を身につけることができるよう、学校・家庭・地域が連携した心を育む教育を推進します。

学校教育全体をとおして道徳教育を推進するとともに、問題解決的学習や道徳的行為に関する体験的な学習を取り入れるなど、道徳の授業の充実を図ります。

### 【重点的事業】

#### ①社会教育推進事業（公德心高揚運動推進事業）

- ・あいさつ運動の実践

#### ②道徳教育の充実

- ・児童生徒が道徳的な問題と向き合う「考える道徳」への転換

## 基本施策4 学校、家庭及び地域の連携による教育

### 【現状と課題】

学校では、子どもたちが豊かな学びの体験をとおして、心身ともに健やかでたくましく、郷土を愛する市民として成長できるように教育が推進されています。

しかし、過疎化の進行、家族形態の変容、地域社会等のつながりや支え合いの希薄化により、地域社会の教育力が低下しています。

子どもたちの健やかな成長のためには、学校だけでなく家庭や地域社会が教育の場として十分な機能を発揮することが必要です。

また、小1プロブレム※に悩む児童が増加しているため、幼児期からの適切なアプローチや幼児教育と学校教育の連携による取組みが必要となっています。

※小1プロブレム：小学校に入学した1年生が、集団行動をとれない、授業中に座ってられない、先生の話听不懂等の、学校生活になじめない状態が続くこと。

### 【施策の方向】

学校や家庭、地域が連携協力し、それぞれの役割の中で、さまざまな交流の機会をつくり、学習機会の確保に努めます。

また、放課後や休日に子どもたちが安全な環境の中で、地域住民やボランティアの参画を得て、学習やスポーツ・文化活動・地域住民との交流活動等を体験できる場の充実に努めるとともに、学童保育所との連携

に取り組みます。

また、未就学児が小学校に入学した際、学校生活になじめるよう支援するため、幼児教育における「遊びの時間」に工夫を凝らし幼児の集中力を養うとともに、幼稚園等と小学校との交流を行い、相互の協力体制を確立するよう努めます。

さらに、安達地方全体の取組みとして、家庭での読書活動の推進についても取り組んでいきます。

### 【重点的事業】

- ①放課後子ども教室推進事業
- ②幼児教育と学校教育の連携の推進
  - ・いきいき遊び※の実践
  - ・幼稚園、保育所及び認定こども園と小学校の交流事業
  - ・教職員等の研修
- ③家庭における読書活動の推進
  - ・家族読書の啓発・推進
  - ・ノーメディアデー※の取組み

※いきいき遊び：遊びの中に勉強の要素を取り入れ、数の数え方、食べ物や動物の名前等を、分かりやすい教材を使用しながら学習する取組み。幼児の集中力アップと学習習慣の定着に役立つ。

※ノーメディアデー：各家庭において、家族全員がテレビ、ビデオ、ゲーム、パソコン、スマートフォン等の全てのメディアを控える日のこと。

### 【めざす指標】

項 目	現状値 (平成28年度)	目標値 (平成32年度)
放課後子ども教室数	3	6

## 基本施策5 青少年の健全育成

### 【現状と課題】

青少年を取り巻く生活環境は大きく変化しており、情報化社会の進展に伴う地域コミュニティの希薄化やコミュニケーション能力の低下など、青少年の健全育成にとってきわめて憂慮すべき状況が続いています。

そのような中で、大人が青少年の心情を理解し、積極的に青少年へ働きかけを行い、青少年が心身ともに健やかに成長することができるよう

学校、家庭とともに地域で子どもたちを育む取組みをさらに充実していく必要があります。

#### **【施策の方向】**

学校、家庭及び地域が連携し、世代間の交流ふれあい等による教育活動を推進します。また、活動の担い手となる青少年育成団体等に対し支援を行い、地域ぐるみで青少年の心身が健やかに成長するよう努めます。

#### **【重点的事業】**

##### ①青少年育成事業

- ・青少年健全育成市民会議の活動支援
- ・青少年健全育成推進大会の開催

##### ②青少年育成団体活動支援

- ・ボーイスカウト・ガールスカウトへの運営費補助

## **基本方針3 豊かな教育環境の整備、充実を図ります。**

子どもたちが快適に学べる良好な学習環境を整えるために、学校施設・設備の改修、整備充実を行うとともに、良好な通学環境を整備し、安心して健やかに成長できる学校教育環境の整備充実を図ります。

また、少子化に伴う児童生徒減少を踏まえ、学校規模の適正化について検討を進めます。

### **基本施策1 学校施設の整備充実**

#### **【現状と課題】**

これまで、小規模小学校の統合整備をはじめ、校舎等の耐震化、老朽学校施設の大規模改造、空調設備の設置、給食センター整備等、教育環境全般について取り組んできました。

しかし、学校施設は今後さらに老朽化が進むため、その対策が必要となってきます。また、屋内運動場の非構造部材についても耐震化を実施する必要があります。

さらに、少子化の影響から、複式学級となっている小規模小学校もあるため、適正規模での教育が望まれているところです。また、子育て世代を取り巻く社会情勢の変化に伴い、幼稚園の入園児童も年々減少傾向にあり、集団保育に課題を抱えています。

#### **【施策の方向】**

学校は、児童生徒が一日の大半を過ごす生活の場であることから、施設設備の改修を進め、快適な学校生活を支援していきます。

また、学校が地域の避難所として位置づけられていることも鑑み、施設のみならず、非構造部材の耐震化も実施し、安全で安心できる教育環境を早期に整備します。

学校・幼稚園の規模の適正化については、学校・幼稚園及び地域とのコンセンサスを図りながら検討を進めます。

#### **【重点的事業】**

- ①学校施設設備の改修
  - ・大規模改造事業の実施
  - ・経年劣化に対応した施設整備
  - ・学校トイレの洋式化

- ②学校の耐震化
  - ・屋内運動場非構造部材の耐震化
- ③学校・幼稚園の規模の適正化についての検討

**【めざす指標】**

項 目	現状値 (平成28年度)	目標値 (平成32年度)
学校トイレの洋式化	27.5%	43.3%
屋内運動場非構造部材の耐震化	0.0%	20.0%

**基本施策2 教育環境の整備充実**

**【現状と課題】**

近年、経済的な格差の拡大により就学困難な児童生徒が増えており、保護者の経済的負担軽減のために援助を行う必要があります。

さらに、介助員を必要とする児童生徒が年々増加傾向にあり、障がい等のある児童生徒が学校教育を円滑に受けられるように教育環境を整えることは特に重要です。

また、情報社会や国際社会に生きる人材の育成のために児童生徒のコンピュータ操作技能の習得と情報リテラシー※の向上のためにコンピュータ室のパソコンを更新・増設する必要があります。教職員用のノートパソコンも順次更新し、校務の事務処理の効率化と共有化、情報漏洩防止を一層進める必要があります。

※リテラシー：活用能力。「情報リテラシー」とは、情報を読み解き活用する能力のこと。

**【施策の方向】**

経済的支援を要する保護者に対しては就学に必要な費用の一部を援助し、経済的理由により就学困難な児童生徒の解消を図ります。小中学校の新入学児童生徒全員に学用品や教材の一部を支給し、保護者の負担を軽減します。

また、発達課題を抱える児童生徒の学びを大切にするために、介助員を配置し、特別支援教育の充実に努めます。

教職員の事務の効率化による児童生徒と向き合う時間の確保や、児童生徒のコンピュータ操作能力及び情報活用能力育成のために、今後もICT（情報通信技術）環境の整備を計画的に進めるとともに、適切な情

報漏洩対策を講じます。

### 【重点的事業】

#### ①就学援助事業

- ・新入学児童生徒用祝品援助
- ・被災児童生徒見舞品
- ・避難児童生徒就学援助費

#### ②研修図書等充実

- ・教師用教科書・指導書、教職員研究図書の配付
- ・デジタル教科書の整備

#### ③児童生徒の介助員の配置

- ・障がいのある児童生徒を支援する介助員の配置

#### ④学校コンピュータ整備事業

- ・小中学校の教職員に賃貸借方式により1人1台配置
- ・コンピュータ室に1人1台パソコンを配置
- ・学校における情報漏洩対策の徹底

### 【めざす指標】

項 目	現状値 (平成28年度)	目標値 (平成32年度)
教職員のパソコン整備（個人用）	1人1台	教職員、小学
小学校児童、中学校生徒のパソコン整備（コンピュータ室用）	小学校児童： 2人1台 中学校生徒： 1人1台	校児童、中学 校生徒： 1人1台

## 基本施策3 通学環境の整備

### 【現状と課題】

法令で定める学校の適正な通学距離は、小学校で4km以内、中学校で6km以内となっています。しかし、地域の実状や学校の統廃合により通学距離がこの範囲を超える児童生徒がいます。これらの児童生徒に対して、通学時の安全及び教育の機会均等を図っていく必要があります。

また、路線バス及びコミュニティバスの利用、あるいは通学費の支給について、地域の状況に応じて適切に対応していく必要があります。

高等学校は義務教育ではないものの、進学率が高い現状から、子育て家庭への支援という面でも、通学費の援助が期待されています。

### 【施策の方向】

法令の規定を超える通学距離を有する児童生徒等を支援するためにスクールバスや公共交通を活用し、定期券や通学費の支給により、通学時の安全と教育の機会均等を確保します。

高等学校通学費については、支給基準の検討を行い、保護者の経済的負担の軽減に努めます。

### 【重点的事業】

- ①スクールバス運行事業
- ②遠距離通学費助成事業
  - ・路線バス・コミュニティバスの定期券支給
  - ・遠距離通学費支給
- ③高等学校通学費助成事業

## 基本方針 4 生きがいを求め、自ら学習する生涯学習を推進します。

生涯学習を実践する各種団体やサークル等が多くなり、活発に活動することで市民が生涯を通じて学び、生きがいを見つける機会が確保されています。

また、生涯学習と地域社会活動が連携することにより、地域の活動力が維持されています。

### 基本施策 1 生涯学習活動の支援・事業開催

#### 【現状と課題】

生涯を通じた学習への取組みは、個人的な趣味や教養の範囲で取り組む学習活動の一方で、学んだ成果を積極的に地域や社会に還元しようとする市民が増えています。

また、女性や高齢者を対象とした各種学級のほか、市民講座や市民大学セミナーなど各種講座を開催し、学習の機会の場を提供するとともに、図書ボランティアや日本語教室などの活動を支援しています。

市民の余暇活動の充実を目指し、誰もが気軽に学習できる機会を提供することが必要です。

#### 【施策の方向】

それぞれのライフステージをとおして誰もがいつでも自主的に学べる機会を提供することができるよう、多様なニーズに応じた学習プログラムを充実させるとともに、関係団体の育成を図ります。

また、生涯学習活動の拠点である文化センター等においては、市民が優れた文化芸術に親しみ、ふれる機会を充実させることにより、教養や感性を深め、豊かな心の醸成に努めます。

#### 【重点的事業】

- ①生涯学習プログラムの充実
  - ・市民講座・女性学級・高齢者学級等の開催
- ②自主事業公演（文化センター利活用促進）

#### 【めざす指標】

項 目	現状値 (平成27年度)	目標値 (平成32年度)
文化センター等の年間利用者数※	95,439人	100,000人

市民講座等各種講座の年間受講者数	8,578人	10,000人
------------------	--------	---------

※文化センター等の年間利用者数：二本松市民会館、安達文化ホール、岩代総合文化ホール、東和文化センター及びコンサートホールの年間利用者数の合計。

## **基本施策2 生涯学習・文化施設の整備**

### **【現状と課題】**

公民館等の生涯学習施設や、美術館、歴史資料館、コンサートホール等の文化施設については、それぞれの設置目的に沿って施設の運営を行っています。建設から相当の期間が経過した施設もあり、設備等の老朽化に対応し、改修を行ってきました。

今後、地域の多様なニーズに応え、安全に安心して利用できるよう、施設の有効活用及び計画的な改修を図る必要があります。

### **【施策の方向】**

生涯学習施設は生涯学習や交流の場として、文化施設は市民が文化芸術に親しむ場所として位置づけ、両施設とも地域の多様なニーズに応え、気軽に利用できるよう、施設の有効活用及び計画的な改修を図り、利用者にとって快適で機能的な施設とします。

### **【重点的事業】**

- ①岩代公民館宿泊施設整備事業
- ②公民館施設の改修
- ③文化施設の改修
  - ・歴史資料館改修事業
  - ・コンサートホール改修事業
  - ・文化ホール改修事業

## **基本施策3 図書館利用環境の整備**

### **【現状と課題】**

図書館では図書資料の充実に努め、図書情報システム構築による効率的な図書資料の管理を図り、蔵書検索ネットワークシステムの導入による情報の提供のほか、県立図書館や他自治体の公立図書館等との連携による相互貸借サービスの充実に努めるなど、情報拠点としての利便性向上に努めています。

しかしながら、市民の図書館及び公民館図書室の利活用は浸透していないのが現状であり、多くの市民に利用してもらえるよう地域への社会的教育機能としての施設環境の充実を図る必要があります。

### 【施策の方向】

図書館や公民館図書室が市民にとってより身近な施設となるよう住民のニーズを満たすための図書資料提供のほか、生活や心を豊かにするための講演会や講座等を開催し「来て、楽しい」魅力ある図書館を目指します。

地域への社会的教育機能としては、さらに参考図書の充実を図り、必要な資料を求める市民に対し、レファレンスサービス※を通じた適切な資料や情報を提供するとともに、引き続き蔵書検索システムをPRしていきます。また、計画に基づき図書館や学校、家庭での読書環境の整備を行うほか、学校司書を中心として学校図書館と公立図書館との連携による読書活動推進を図ります。

※レファレンスサービス：図書館利用者が学習・研究を目的として情報や資料を必要としているとき、依頼に応じて図書館職員が情報等取得の援助をすること。

### 【重点的事業】

- ①図書資料の充実と蔵書検索システムの活用
- ②子ども読書計画の推進

### 【めざす指標】

項 目	現状値 (平成27年度)	目標値 (平成32年度)
市立図書館貸出冊数 (人口1人当たり年間)	3.05 冊	5.33 冊

## **基本方針5 体育やスポーツ活動をととした生涯スポーツの振興を図ります。**

子どもからお年寄りまで、多くの市民が定期的に自らの健康状態に合わせてスポーツを楽しむことにより、健康な心と身体を育み、元気な暮らしを推進します。

### **基本施策1 運動・体力づくりの環境整備**

#### **【現状と課題】**

各地域グラウンドや体育館・温水プールの整備を行い、市民が運動を身近で行うことができる環境整備をしてきました。

東日本大震災後は、各地域グラウンドが応急仮設住宅用地となり、市民にとってスポーツ活動のできるグラウンドが少なくなっています。

そのため、学校の校庭や体育館を有効活用した学校開放事業を積極的に行い、市民が運動する施設を提供しています。

#### **【施策の方向】**

身近でスポーツに親しむことのできる運動施設の整備を進めるとともに、既存施設については老朽化の状況や利用ニーズに即した施設・設備の改修を計画的に進めます。

また、カントリーパークとうわは、引き続き第4種公認陸上競技場として整備します。

#### **【重点的事業】**

- ①芝生広場の整備
- ②カントリーパークとうわ公認陸上競技場施設整備

### **基本施策2 スポーツ活動の推進**

#### **【現状と課題】**

総合型地域スポーツクラブや市体育協会への運営費等の助成を行うとともに、スポーツ推進委員会を中心として市民の健康づくり及び体力づくりに取り組んできました。

今後、本格的な高齢化社会を迎え、すべての市民が健やかで心豊かに生活できる社会を実現していかなければなりません。健康づくりの基本

である体力や年齢に応じた健康づくり運動を身近で行うことができる環境づくりが必要です。このため、市民の自発的な実践活動を促す必要があり、効果的な事業の推進が求められています。

### 【施策の方向】

スポーツを始めるきっかけ作りとして、体操やウォーキングなど時と場所を選ばず手軽に実践でき習慣化しやすい運動を推進します。

また、スポーツ人口の底辺拡大を図るために総合型地域スポーツクラブの運営支援を行うとともに、スポーツの楽しさを実感し高い目標をもって成長できる選手の育成に努めます。

### 【重点的事業】

- ①スポーツ力向上事業
  - ・スポーツ力向上専門指導者招致事業
  - ・種目別強化練習会
- ②総合型地域スポーツクラブの活動支援
  - ・手軽に参加できるイベントの開催
- ③体育団体育成事業
  - ・市体育協会等への運営費補助

### 【めざす指標】

項 目	現状値 (平成28年度)	目標値 (平成32年度)
総合型地域スポーツクラブ会員数	1,941人	2,100人
運動実施率(週1回以上の割合)	-	成人の65%

## **基本方針6 文化財の保護と活用に努め、伝統文化の継承を図ります。**

長い歴史のなかで継承されている有形・無形の文化遺産が数多くあり、開発や少子高齢化、過疎化等により失われつつあるものもあり、調査や活動助成等により保存・活用と保護・継承の推進を図ります。

### **基本施策1 文化財保護・継承**

#### **【現状と課題】**

文化財の保存・活用については、宅地等の開発による埋蔵文化財の破壊が進んでいます。また、少子高齢化や過疎化の進展による無形民俗文化財の伝承者・後継者の減少により伝統文化の継承が難しくなっています。

このため、埋蔵文化財にあつては、文化財保護法に基づき、開発者の理解と協力のもと、開発に先立っての試掘調査や発掘調査を実施し、適正な保存の在り方や活用の検討が必要です。

伝統文化の継承にあつては、後継者の育成とともに、長く伝えられてきた伝統を正しく次の世代へと継承する必要があります。

#### **【施策の方向】**

文化財は、長い歴史や風土の中で培われてきた貴重な財産であり、歴史と文化を伝える大切なものです。

一度破壊されたり継承が途絶えたりすれば元に戻すことが難しいことを認識し、これらの歴史的、文化的遺産を現代に活かし、後世に引き継いでいくことが重要です。

地域の発展に伴い開発が進む一方で、過疎化や少子高齢化が進行する等、文化財を取り巻く環境は厳しさを増していますが、文化財等の魅力を発信することが重視されており、文化財の保存・活用と保護・継承は今後ますます充実させる必要があります、それらに対応した事業を進めていきます。

#### **【重点的事業】**

##### ①埋蔵文化財発掘調査

- ・二本松城跡及び周辺整備に伴う発掘調査
- ・埋蔵文化財包蔵地の開発に先立つ試掘調査

- ②文化財保護団体等の育成、支援事業
  - ・文化財保存団体への運営費補助
  - ・無形民俗文化財保存伝承団体への活動奨励金交付
- ③無形民俗文化財記録保存事業
  - ・無形民俗文化財の映像記録保存事業

## **基本施策2 伝統文化事業の充実**

### **【現状と課題】**

本市には昭和10年に国史跡に指定された「旧二本松藩戒石銘碑」や、世界的歴史学者の朝河貫一博士など、貴重な文化財や多くの偉大な先人が存在します。しかし、これらの伝統文化や先人の偉業は、時代や人々の価値観の変化により、後世に伝えられにくくなってきていることから、これらの顕彰を図っていく必要があります。

また、古くから「鬼婆伝説」の地として知られてきた安達ヶ原も、その魅力を十分に活かしてきたとはいえ、活用が望まれています。

世代を越え、脈々と受け継がれてきた伝統文化や先人の偉業を、歴史的な意義として、次の世代へと伝えていくことが求められています。

### **【施策の方向】**

戒石銘等の文化財の意義や先人たちの偉業を正しく人々に伝え顕彰するために、小中学校での地域理解の授業等をとおして学習させるほか、各種コンクールや講演会等の顕彰事業を実施していきます。

また、安達ヶ原の黒塚や岩屋が、松尾芭蕉がたどった国名勝おくのほそ道の風景地「黒塚の岩屋」に指定されたことから、その保存と活用を進めていきます。

### **【重点的事業】**

- ①地域文化顕彰事業
  - ・戒石銘顕彰事業
  - ・朝河貫一顕彰事業
  - ・高村智恵子顕彰事業
- ②歴史文化体験事業
  - ・国名勝おくのほそ道の風景地「黒塚の岩屋」活用事業

## **基本方針 7 個性豊かな文化芸術の振興を図ります。**

市民が文化芸術に気軽にふれるため、すぐれた文化芸術に接する場であり、文化活動の発表の場でもある文化施設の活用強化に努め、市民の芸術文化向上を図ります。

### **基本施策 1 文化施設の活用強化**

#### **【現状と課題】**

市内には美術館をはじめ歴史資料館、市民会館、文化ホールなどさまざまな文化施設があり、それぞれの設置目的に沿って施設の運営を行っています。

施設利用者のニーズは時代とともに変化し、現代においては文化や芸術の嗜好も多様化するなど、市民のニーズに合った施設運営や事業展開が求められています。

大山忠作美術館では、大山画伯の作品展示をとおして画伯の業績を顕彰してきましたが、より多くの来館者を迎え、顕彰を図るため、「五星山展」や「二本松さくら展」の特別企画展を開催してきました。美術館は、平成31年に開館10周年を迎えますが、画伯のさらなる顕彰と、美術館の有効活用が求められています。

#### **【施策の方向】**

文化施設は、市民が文化芸術に親しむ施設であり、すぐれた芸術にふれることはもちろん、自ら芸術活動を行う場所でもあります。施設を利用する多くの方々に満足してもらうため、多様化するニーズに対応した施設運営に取り組むとともに、市民がすぐれた文化芸術にふれられるよう、文化鑑賞事業等の開催に努めます。

大山忠作美術館は、開館10周年となる節目の年を迎えることから、これに合わせて特別企画展を企画・開催し、画伯のさらなる顕彰を図っていきます。

#### **【重点的事業】**

- ①自主事業公演の開催
  - ・文化鑑賞事業、演奏会鑑賞事業の開催
- ②大山忠作美術館企画展の開催
  - ・美術館開館10周年特別企画展の開催

## **基本施策2 文化団体の活動支援**

### **【現状と課題】**

高齢化や少子化、地域によっては過疎化などにより、文化団体の会員数の減少が進み、団体の活動に支障をきたすだけでなく、団体の活動休止や解散などが起こっています。

文化団体での活動が、地域住民の交流の場となっていることから、文化面や地域コミュニティ面において問題があるとされており、その対策が求められています。

### **【施策の方向】**

高齢化や少子化、過疎化は文化団体に限った問題ではなく、社会全体の問題であり、文化団体の活動支援のための補助や、子どもたちを含む市民の文化活動へのきっかけとなるよう、文化公演事業や各種展覧会等の開催、小中学校へ文化団体を紹介する等、事業の実施や情報発信を進めていきます。

### **【重点的事業】**

- ①文化団体の育成
  - ・文化団体への事業補助
  - ・文化団体主催事業の共催、後援
- ②文化公演事業等の開催
  - ・市民音楽フェスティバルの開催
  - ・市民文化祭の開催

## 第5章 計画の推進にあたって

### 1 計画の推進に向けた体制

本計画の推進にあたっては、市教育委員会での横断的な連携を図りながら取り組んでいきます。

また、市長部局や関係機関との連携及び調整を図ることにより、それぞれの取組みが円滑に推進できるよう努めていきます。

### 2 点検及び評価の実施

本計画に掲げた取組みの実効性を確保するためには、計画の内容も含めた事業の定期的な点検及び評価が必要です。

市教育委員会では、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」及び「二本松市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施に関する要綱」の規定に基づき、前年度に教育委員会が実施した事務の点検及び評価を毎年実施し、議会に報告するとともに、市ウェブサイトにて公表しています。

本計画に掲げた主な事業について、この点検及び評価を実施し、P D C A（計画P l a n→実行D o→評価C h e c k→改善A c t i o n）のサイクルを活用し、効果的な教育行政の推進に努めます。

### 3 計画の検討

前述の点検及び評価の結果を反映させるとともに、景気の動向、情勢の変化、国県の政策等にも柔軟に対応するために、適時・適切に、本計画の内容の見直しや新たな取組みの検討を行っていきます。

また、本計画の目標年度は平成32年度までとしています。本市の総合計画との調整を行いながら、次期計画の策定に向けての検討を行っていきます。